

構造改革特区に関する有識者会議について

平成17年3月31日

構造改革特別区域推進本部長決定

- 1 今後の構造改革特区の推進に当たっては、経済財政諮問会議における議論に基づき、また、「平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成17年1月21日閣議決定)に従い、これまでの特区提案のうち実現しなかったものの中から重点的に検討する項目を選定し、その実現を図っていくため、特区において講じられた規制の特例措置の評価の経験を踏まえ、有識者として構造改革特別区域推進本部評価委員会の委員を参集し、意見の開陳を求めることとし、このために構造改革特別区域推進本部令(平成15年政令第326号)第4条の規定に基づき、構造改革特区に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。
- 2 有識者会議は、必要に応じ、関係行政機関その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 有識者会議の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。
- 4 その他、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。